

ID: 1568

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	負担限度額認定証の再交付		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の6第7項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【基準】	<p>省令第83条の6第7項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)</p> <p>第83条の6</p> <p>7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第1号に掲げる事項(第2号に掲げる書類を提示する場合には、第1号イ及びハに掲げる事項)を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>ロ 個人番号</p> <p>ハ 再交付申請の理由</p> <p>(2) 個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの</p> <p>イ 個人番号カード又は番号利用法施行規則第1条第1項第1号に掲げる書類</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち2以上の書類</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和元年10月1日